令和5年度 益城町監査計画

令和5年(2023年)4月3日 監査委員協議決定

益城町監査委員監査規程(昭和47年 監査委員告示第2号)第3条及び益城町監査基準(令和2年 監査委員告示第2号)第7条の規定に基づき、令和5年度監査計画を次のとおり定める。

1 監査の基本方針

熊本地震からの復旧・復興が着実に前進し、町本来の街並みも取り戻しつつ、また、土地区画整理事業やくまもと臨空テクノパークなど、町の発展に大きく寄与する事業が進む一方、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が長期化し、町もウィズコロナ時代に対応した行政運営に追われている。

財政運営については、復興事業等の進展により、一般会計の予算規模は熊本地震前と比べ高い水準が続いており、また、それら各種事業の進行により、その財源となる町債も大きくなり、さらに、すでに完了している災害復旧事業等の償還も本格化し、公債費が増大している。また、社会保障費等の民生費が歳出の大きな割合を占め、高齢化や経済的困窮の拡大等を考慮すると、今後さらに増大していくことは避けられない状況である。町はそういった様々な財政・経営的課題に対応し、合理的かつ効果的な行財政運営を推進していかねばならない。

このような難しい局面において、本年度の監査の実施にあたっては、行財政運営の合規性・正確性はもとより、限られた財源と人的資源をもって、いかに合理的・能率的・効果的な運営を行っているかを重点に置いて監査を行う。

また、個々の財務行為等の是正・改善を求める指摘にとどまらず、効率性・経済 性・有効性などの視点から評価を行って、意見を積極的に付していき、もって行財 政運営の健全性の増進に寄与することを基本方針とする。

2 年間計画

令和5年度に実施する監査等の種類及び対象は次のとおりとし、実施予定時期については、令和5年度監査等年間計画によるものとする。

3 監査等の種類及び対象

監査等の種類及び対象については、次のとおりとする。

(1) **定期監査** (地方自治法第199条第4項)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、 最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努め ているかについて、次のとおり監査を実施する。

監 査 期 間	対 象 課 等
1~2月の10日間	全課

※ 工事を実施している課等については、工事監査も実施する。

(2) 随時監査 (地方自治法第199条第5項)

監査委員の協議において必要があると認めるとき、定期監査に準じた内容で、 特定した事項に限定して次のとおり監査を実施する。

監 査 期 間	対 象 課 等
10月~11月の2日間	全課から2~3箇所

(3) 行政監査 (地方自治法第199条第2項)

事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしその組織及び運営の合理化に努めているかについて、定期監査と併せて監査を実施する。

(4) 財政援助団体等監査 (地方自治法第199条第7項)

監査委員の協議において必要があると認めたとき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査を実施する。

(5)決算審査 (地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

令和4年度決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、 次のとおり審査を実施する。

監 査 期 間	対 象 課 等
7~8月の8日間	全課

(6) **例月出納検査** (地方自治法第235条の2第1項)

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかについて、当該 検査月分を対象として、翌月20日から25日までの間に検査を実施する。 (ただし、やむを得ない事情により日程を変更する場合がある。)

(7)基金運用状況審査 (地方自治法第241条第5項)

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

(8) 健全化判断比率等審査 (財政健全化法第3条第1項、第22条第1項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

4 その他

この実施計画に変更等の必要が生じたときは、監査委員が協議のうえ決定する。